

令和4年12月

京都市会計年度任用職員 募集要項

文化市民局 暮らし安全推進部消費生活総合センター
(電話075-366-2250)

受付期間 令和4年12月2日(金)～令和5年1月5日(木)

試験日 令和5年1月20日(金)

1 採用職種、採用予定者数、職務内容及び採用時期

職 種	採用 予定者数	採用 予定日	職 務 内 容
消費生活専門相談員 (会計年度任用職員)	若干名	令和5年 4月1日	消費生活専門相談員として、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 電話、来所、インターネットによる消費生活相談、あっせん(消費者基本法第19条、消費者安全法第8条に基づくもの)、及び多重債務相談 (2) 消費者教育及び啓発に関する業務

2 受験資格

独立行政法人国民生活センターの認定する消費生活専門相談員資格を有する者。
ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合は受験できません。

3 試験の方法及び内容

筆記試験	消費生活専門相談員としての資質を問うもの
口述試験	

4 試験日時、場所及び合格発表

試験日時	筆記試験：令和5年1月20日(金) 午前9時05分～午前9時50分(午前9時00分集合) 口述試験：令和5年1月20日(金) 筆記試験終了後に順次、実施します。
試験場所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 会議室 (案内図参照)
合格発表	1月下旬(可否については、郵送又は他の方法により通知します。)

5 合格から採用まで

- 合格者には、採用に必要な書類(住民票の写し等)を提出していただいたうえで、採用を決定します。
- 合格者であっても受験資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

6 受験申込みの手続

申込方法	<p>本市指定の応募用紙に必要事項を記入し、受験資格を証するもの（消費生活相談員資格証等）の写しを添えて、消費生活総合センターに直接提出するか、封筒の表に「受験書類」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。応募用紙は当センターのホームページからダウンロードできます。</p> <p>※申込みの際に提出された個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外に使用することはありません。</p> <p>※提出された書類の返却を希望される場合は、返信用の封筒（切手貼付）を同封のうえ、提出してください。</p>
申込先	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 京都市消費生活総合センター
申込期間	令和4年12月2日（金）～令和5年1月5日（木） （必着） 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く。）

受験申込みをされた方には受験票を送付します。（1月上旬発送予定）

7 任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

採用日から1か月間は条件付採用となります。

令和6年度以降、再度任用しようとする日の前年度の勤務実績に基づく選考により再度任用することがあります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、前年度の勤務実績に基づく再度任用ができません。

ア 勤務実績に基づく選考による再度任用が連続4回に達している場合

イ 満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることとなる場合及び超えている場合

8 勤務条件

給与及び費用弁償	<p>給与（月額） 232,936円（令和4年度実績）</p> <p>期末手当 年間2.50か月分（令和4年度実績）</p> <p>※令和5年度については、変動することがあります。</p> <p>通勤費用 本市が定める基準により弁償します。 （上限額：44,523円）</p>
勤務場所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 京都市消費生活総合センター
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで （休憩時間を除いて、1週間に31時間、原則週当たり4日の勤務となります。）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日
休暇	<p>年次休暇：初年度は16日</p> <p>夏期休暇：原則4日取得可（令和4年度実績）</p> <p>特別休暇：服喪休暇等 病気休暇：最大32日取得可</p>
福利厚生	厚生年金保険、雇用保険の被保険者となります。また、京都市職員共済組合（短期給付・福祉事業の適用に限る。）の組合員となります。

9 問合せ先

〒 604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階
京都市消費生活総合センター (担当: 串間、檜村)

電話 075-366-2250 FAX 075-366-2259

10 試験場所案内図

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
中京区総合庁舎3階 会議室



※ 一般来庁者向けの駐車場はありませんので、御了承願います。

発行/令和4年12月

京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

